

## 1. 概 況

亀岡市は、昭和30年1月1日南桑田郡1町15ヶ村の大合併により、人口38,089人をもって京都府で7番目の市として誕生しました。

四季が織りなす美しい姿を感じることができる自然豊かなまちである本市は、福祉施設の拡充、福祉活動の充実など、きめ細やかな住民施策を推進しております。また、こうした福祉行政は、市民の理解と協力があってはじめて効果をあげるものであり、市民参加のもと、「福祉都市宣言」を行い、より一層心豊かでしあわせな暮らしづくりを推進しています。

今日では、平均寿命が伸びる一方、ライフスタイルの多様化などに伴う少子化の傾向が強まっており、高齢化がますます進みつつあります。亀岡市においても、「人と時代に選ばれるリーディングシティ」を目指し、高齢者が健康に生きがいを持って暮らせる安心のまち、未来を託す子どもたちがすこやかに育つまちを社会全体で築いていきます。

## 2. 面積及び人口

面積：224.80km<sup>2</sup>

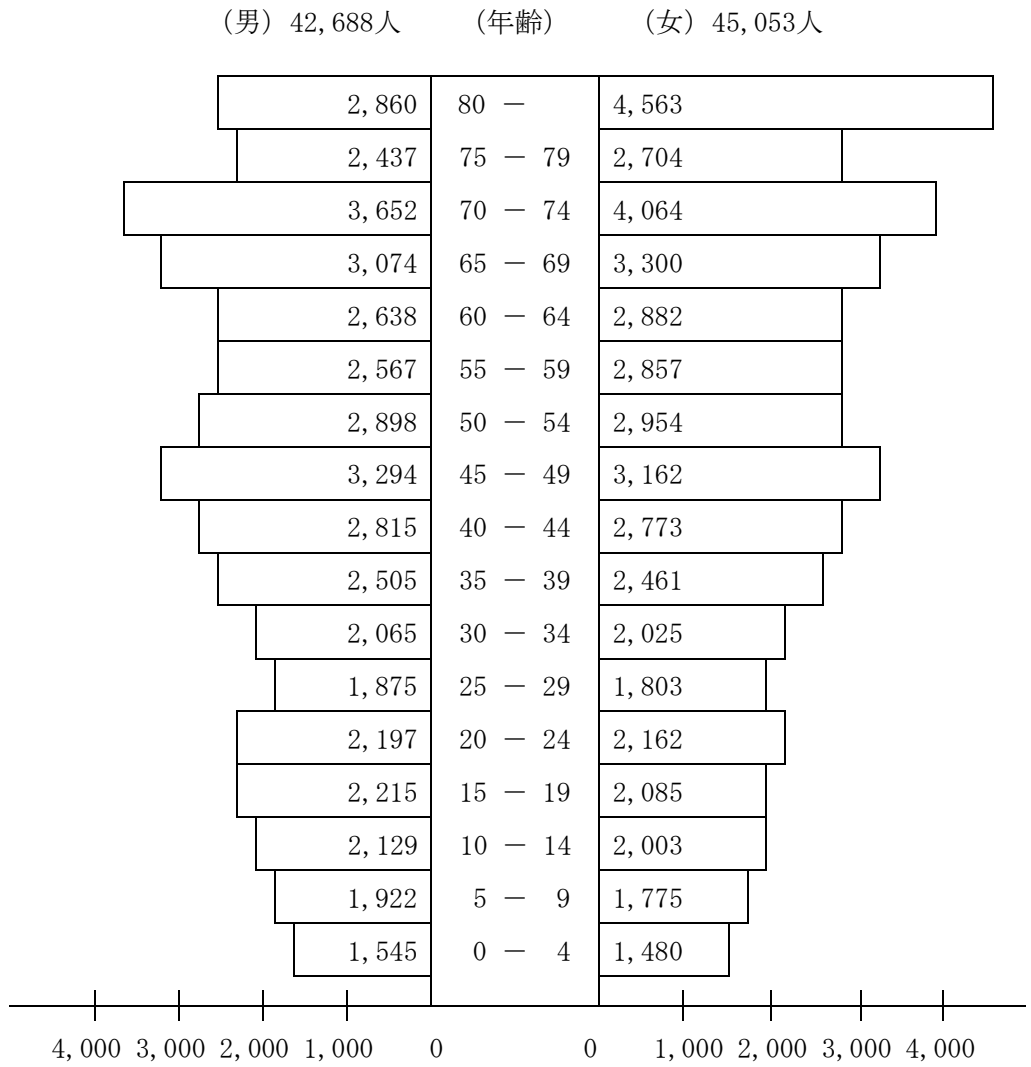
人口：下表のとおり

(各年4月1日現在)

| 年次    | 世帯数          | 人 口         |             |             | 1世帯当り<br>人 口 | 人 口 密 度<br>(1km <sup>2</sup> 当たり) |
|-------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------------------------------|
|       |              | 総 数         | 男           | 女           |              |                                   |
| 平成 29 | 世帯<br>38,550 | 人<br>90,107 | 人<br>43,904 | 人<br>46,203 | 人<br>2.34    | 人<br>400.8                        |
| 平成 30 | 38,721       | 89,407      | 43,542      | 45,865      | 2.31         | 397.7                             |
| 平成 31 | 38,934       | 88,833      | 43,290      | 45,543      | 2.28         | 395.2                             |
| 令和 2  | 39,216       | 88,182      | 42,934      | 45,248      | 2.25         | 392.3                             |
| 令和 3  | 39,608       | 87,741      | 42,688      | 45,053      | 2.22         | 390.3                             |

備考：数値は住民基本台帳による。

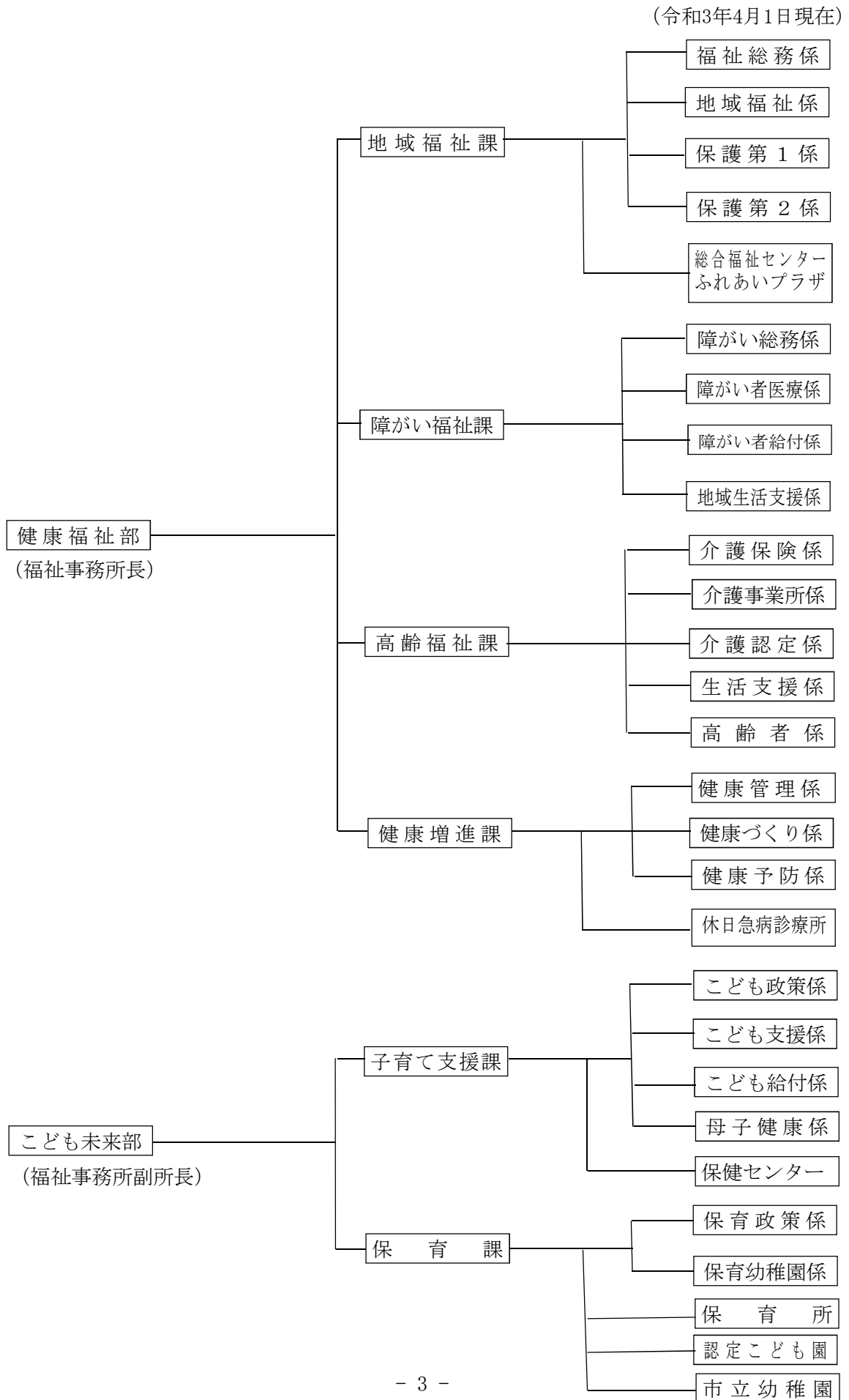
○ 年齢別人口



(単位：人)

令和3年4月1日現在

3. 亀岡市健康福祉部及びこども未来部の機構、事務分掌



## 【健康福祉部】

### ●地域福祉課

保健及び福祉に係る総合企画及び調整に関すること。  
福祉事務所の必要な調整に関すること。  
社会福祉統計に関すること。  
社会福祉法人の設立の認可に関すること。  
社会福祉法人の指導監督（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。  
総合福祉センターに関すること。  
ふれあいプラザに関すること。  
福祉関係諸団体（別に定めるものを除く。）との連絡調整に関すること。  
福祉有償運送運営協議会に関すること。  
民生委員・児童委員及び主任児童委員に関すること。  
地域福祉計画に関すること。  
社会福祉協議会に関すること。  
災害時要配慮者支援事業の推進に関すること。  
生活保護の決定及び実施に関すること。  
生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に関すること。  
社会的孤立防止対策に関すること。  
自殺予防対策に関すること。  
社会を明るくする運動に関すること。  
社会福祉関係の各種募金に関すること。  
勤労者福祉に関すること。  
海外引揚者及び留守家族の援護に関すること。  
戦没者の慰霊に関すること。  
戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること。  
災害弔慰金の支給に関すること。  
交通遺児の支援に関すること。  
くらしの資金に関すること。  
行旅病人及び行旅死亡人に関すること。  
ホームレスに関すること。  
社会福祉事業基金に関すること。  
保護司会に関すること。  
部の総務担当課事務に関すること。

## ●障がい福祉課

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に関すること。  
知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に関すること。  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)における障害者福祉に関すること。  
障害者福祉に関すること。  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に関すること。  
特別障害者手当及び特別児童扶養手当等に関すること。  
障害児福祉に関すること。  
こども発達支援事業に関すること。  
障害者(児)の計画に関すること。  
自立支援医療に関すること。  
福祉医療(ひとり親家庭医療を除く。)に関すること。  
障害者相談支援事業に関すること。  
障害者介護給付費等の審査会に関すること。  
障害者団体との連絡調整に関すること。  
障害者に係る成年後見制度に関すること。

## ●高齢福祉課

介護保険事業計画に関すること。  
介護保険の給付に関すること。  
介護保険被保険者の資格得喪に関すること。  
介護保険料の調定賦課及び減免に関すること。  
介護保険料の徴収及び滞納処分に関すること。  
介護保険施設に係る関係機関との調整に関すること。  
地域密着型サービスに関すること。  
居宅介護支援事業所の指定等に関すること。  
対象者の調査、調査委託及び相談業務に関すること。  
かかりつけ医師の意見書に関すること。  
介護認定審査会の運営に関すること。  
地域支援事業に関すること。  
その他介護保険に関すること。  
高齢者福祉計画に関すること。  
老人福祉施設等の管理運営に関すること。  
敬老事業に関すること。  
シルバー人材事業に関すること。  
高齢者の総合相談に関すること。  
老人クラブの指導育成に関すること。  
高齢者の生きがいをづくりに関すること。  
高齢者の自立生活支援事業に関すること。  
家族介護者支援事業に関すること。  
養護老人ホーム入所措置費及び費用徴収に関すること。  
高齢者団体との連絡調整に関すること。  
高齢者に係る成年後見制度に関すること。

## ●健康増進課

保健衛生についての計画、調査及び統計に関すること。  
休日急病診療所に関すること。  
国民健康保険南丹病院組合との連絡調整に関すること。  
献血の推進に関すること。  
生涯健康管理システムに関すること。  
かめおか健康プラン 21に関すること。  
健康づくり事業に関すること。  
地域医療連携の推進に関すること。  
医療機関及び衛生諸団体との連絡調整に関すること。  
各種防疫(ねずみ族及び昆虫等の駆除を除く。)に関すること。  
成人保健事業に関すること。  
特定保健指導に関すること。  
応急救護及び保健指導に関すること。  
衛生思想の普及向上及び公衆衛生の改善指導に関すること。  
感染症に関すること。  
結核予防に関すること。  
予防接種に関すること。  
栄養改善に関すること。  
介護予防・日常生活支援総合事業（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。  
認知症総合支援事業に関すること。  
保健師業務の統括・調整に関すること。

## 【こども未来部】

### ●子育て支援課

少子化対策の総合調整に関すること（他の部課等の所管に属するものを除く。）  
青少年の健全育成に関すること。  
青少年問題協議会に関すること。  
要保護児童対策地域協議会に関すること。  
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。別に定めるものを除く。）に関すること。  
児童手当及び児童扶養手当に関すること。  
助産施設の入所に関すること。  
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に関すること。  
家庭児童相談室に関すること。  
こども医療に関すること。  
ひとり親家庭医療に関すること。  
子ども・子育て支援事業計画に関すること。  
未熟児養育医療に関すること。  
妊産婦及び乳幼児の保健指導に関すること。  
新生児及び未熟児の訪問指導に関すること。  
妊婦及び乳幼児の健康診査に関すること。  
妊産婦及び乳幼児の栄養摂取の援助に関すること。  
妊婦の届出に関すること。  
低体重児の届出に関すること。  
発達支援事業に関すること。  
母子保健事業に関すること。  
不妊・不育治療に関すること。  
保健センターの管理運営に関すること。  
亀岡市子どもの権利条例に基づく基本計画に関すること。  
子どもの貧困対策の総合調整に関すること。（他の部課等の所管に属するものを除く。）  
部の総務担当課事務に関すること。

### ●保育課

保育の方針及び計画に関すること。  
保育施設の整備及び管理に関すること。  
保育所、認定こども園及び市立幼稚園の運営指導（他の部課等の所管に属するものを除く。）及び連絡調整に関すること。  
保育所、認定こども園及び市立幼稚園の入退所（園）に関すること。  
保育料の調定及び徴収に関すること。  
その他保育に関すること。  
その他市立幼稚園（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。